



www.alpajapan.org

# 日乗連ニュース

## ALPA Japan NEWS

Date 2002.10.14 No 26-05

発行: 日本乗員組合連絡会議・ALPA Japan

幹事会

〒144-0043

東京都大田区羽田5-11-4

フェニックスビル

TEL.03-5705-2770 FAX.03-5705-3274

E-mail:office@alpajapan.org

## Cathay Pacific 航空

### 新たに乗員の採用再開するものの

### 不当に解雇された乗員(49ers)は不採用

#### 争議行為を理由に、53名の乗員を一方向的に解雇！！

1999年、Cathay Pacific 航空(以下 Cathay 航空)は「決算の悪化、企業存続の危機」を理由に、乗員に「大幅な賃金カットを選ぶか、それとも解雇を選ぶか」と迫りました。Cathay 航空の Pilot の賃金は、最後の労働協約が締結された 1992 年以来、実質凍結され続けてきましたが、Cathay 航空の乗員組合である、Hong Kong Aircrew Officers Association (HKAOA) は、労働法の擁護もない中で、大幅な賃金カットを受け入れざるを得ませんでした。

2000年に Cathay 航空は6億4000万USドルの純益を計上したため、HKAOA は賃金の改善を求め、経営が交渉のテーブルにつくよう強く要求しましたが、Cathay 航空は頑なにこれを拒否し続けました。HKAOA は慎重な論議の末、2001年5月「極めて限定的な争議行為」を背景に、Cathay 航空を交渉のテーブルにつかせることができたのですが、Cathay 航空はこの争議行為に過剰に反応し、その後2週間の間に53名のパイロットを一方向的に解雇しました。その中でも特に、わずか一日の間に解雇された49名は「49ers」として知られるようになりました。

解雇された乗員の解雇通知はほとんどの場合「DHL の速達」で届けられましたが、なかには夜中に電話で知らされた乗員や、Fax で知らされた乗員、また、翌日会社の建物に入ろうとして身分証明書がリーダーを通らないために、解雇を初めて知ったという乗員さえもいました。

解雇された乗員数は、全体の4%に当たり、現役の執行委員20名中の5名、交渉担当委員7名中の4名も含まれています。49名中48名は組合員で、非組合員が1名含まれていますが、この非組合員は、同姓同名の組合員と「間違えられた」と伝えられています。

明確に解雇の理由が示された乗員は一切おらず、これらの解雇は全くの不当解雇と言えます。

一方向的な乗員の解雇後、経営の対応は「見境のない降格」と「昇格拒絶」へと現在では形を変えています。当初「HKAOA は3週間以内に消滅する」と見られていましたが、1年以上を経たいまでも健在で、当初よりも更に強固な団結を維持し活動しています。

解雇発生後、HKAOA は組合費を1%から5%へと増額し、解雇者の賃金、健康保険料、子弟の教育費等に当て、また、解雇者は HKAOA の為に働くという状態で解雇者の生活を支えています。

#### Cathay Pacific 航空は解雇された乗員を無視し乗員の採用再開を表明

Cathay 航空は解雇された乗員を無視し、新たに乗員の雇用を再開することを発表しました。昨年の9月11日、米国で発生した同時多発テロやその後の世界的な経済状態の悪化で、欧米の航空会社では倒産や Pilot の Layoff が多く発生しています。しかし、Asia を中心とした航空会社には欧米程の落ち込みがなく、旅行先が欧米から Asia 内に変更されていることや、中国の旅客数の伸などを背景に、むしろ順調に推移していると報じられています。



これらの状況から、Cathay 航空は乗員の大量採用と事業の拡大を打ち出していますが、明確な理由を示すことなく一方的に解雇された乗員を放置したままでの新たな乗員の採用は許される行為ではありません。

## IFALPA は

### Cathay Pacific 航空に対する Recruitment Ban：人員補充禁止要請の再確認書と、マスコミへの Press Release

Cathay 航空に所属する 1,600 名の Pilot を代表する、Hong Kong Aircrew Officers Association (HKAOA) への支援を引き続き継続するために、IFALPA は 2002 年 9 月 30 日付けで、Cathay 航空に対する禁止事項の再確認書を全世界の乗員に発行し、合わせてこれを Press Release としてマスコミに発表しました。

#### IFALPA 会長の Press Release の内容 (要旨)

Cathay 航空が経験豊かな 51 名の Pilot を理由なく解雇した後の 2001 年 7 月に発行された Recruitment Ban：人員補充禁止要請 (ALPA Japan 注) について、私は IFALPA 会長として会員の皆さんにこれを再確認して頂きたい。Cathay 航空が所属乗員に対し固持し続けている異常な対応は、かつてどの協会も体験したことのない程ひどいものである。Cathay 航空は乗員を一切尊重することなく、かつ、国際労働標準さえも違反し続けている。

最近の Cathay 航空の乗員採用について、各協会は Cathay 航空に対し Recruitment Ban が発行されていることを再確認して頂きたい。この種の要請行動は極度な状況に対応するために用意されているものであるが、Cathay 航空の状況は十分この要請に値するものである。

今回の要請行動は、引き続き世界中の Pilot に十分尊重されなければならないし、また、この行動は、抜けた考えとひどい労使関係を Cathay 航空が固持し続けていることを必ず気付かせることになるであろう。

もし Cathay 航空が Pilot を雇用したいのならば、私は、十分資格があり復帰を望んでいる 51 名の乗員候補を知っている。もし Cathay 航空がこの Pilot 達を再雇用すれば、IFALPA は、Cathay 航空に対する人員補充禁止要請解除について喜んで議論する用意がある。しかし、IFALPA はそれまでの間全会員に、Cathay 航空の採用に応じることなく、職員を尊重し、労働の基本事項を守ってくれるであろう会社において、時期が来るまで待機するように要請し続ける。

#### (ALPA Japan 注) Recruitment Ban：人員補充禁止要請について

IFALPA Industrial Manual, 2.4.3 Recruitment Ban：人員補充禁止要請

a) 特定の会社との間で労働争議を構える全ての加盟協会は、IFALPA を通して、他の協会に、争議中の会社の求人に応じないよう、また職務を引き受けないように、会員のまたはその他の乗員に勧告を発し、その旨を乗員に通知するため適切な措置を講じるよう要請することができる。

b) ストライキ破りの行為に加担しようとする個々の会員乗員に対する抑止力として、加盟協会は、以下の行為を行なった者に除名またはその他の懲罰行為の資格を受ける非行とする旨、その規約に条項を加えることを検討しなければならない。

) 加盟協会が、IFALPA のポリシーに従いある航空会社に対するリクルートメントバンの要請をしている期間に、当該会社のために業務を行ない、もしくはその会社を援助する罪を犯したと認められる会員。

) IFALPA 加盟協会とその雇用者間の労働協約を出し抜く、無効にする、または干渉するというような行為を行なう罪を犯したと認められる会員。